福岡県在宅療養児一時受入支援事業実施要綱

第１　目的

この事業は、新生児集中治療室（以下「ＮＩＣＵ」という。）や新生児回復室に長期入院している又は同等の病状を有する気管切開以上の呼吸管理を必要とする小児（以下「ＮＩＣＵ等長期入院児」という。）の在宅医療中の定期的医学管理及び保護者の労力の負担軽減を目的とする。

第２　事業実施主体

この事業の実施主体は、市町村、地方独立行政法人、公的団体及び福岡県知事が適当と認める者とする。

第３　事業内容

福岡県に所在する市町村、地方独立行政法人、公的団体及び福岡県知事が適当と認める者が設置する施設のうち、第４の定めを満たす者（以下「在宅療養児一時受入支援医療機関」という。）が、在宅等に移行したＮＩＣＵ等長期入院児等を、その保護者の要望に応じて、一時的に受け入れるものとする。

第４　実施体制

１　在宅療養児一時受入支援医療機関は、以下の常勤職種から構成される医療チームを有すること。ただし、院内兼務でも可とする。

(1) 小児科医師（呼吸管理に習熟した小児科医を含む）

(2) 看護師

(3) 小児に精通した理学療法士

(4) 臨床工学技士

２　在宅療養児一時受入支援医療機関は、訪問看護施設と連携ができていること。

３　在宅療養児一時受入支援医療機関は、呼吸管理を行うために医療機器（病床分の人工呼吸器、呼吸・循環モニター及び酸素・空気・吸引の中央配管）等を備えること。

４　在宅療養児一時受入支援医療機関は、人工呼吸管理、栄養管理、呼吸理学療法を含むリハビリテーション、必要に応じて感染・輸液管理を行うために必要な診療機能を有すること。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行し、令和５年度から令和１０年度までの事業について適用する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。